資料３

和歌山県河川課からの情報提供

要配慮者利用施設の管理者等の避難確保計画の作成等の義務化について

水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策

国交省、都道府県等

（水防法第14条等）

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域等として指定

市町村

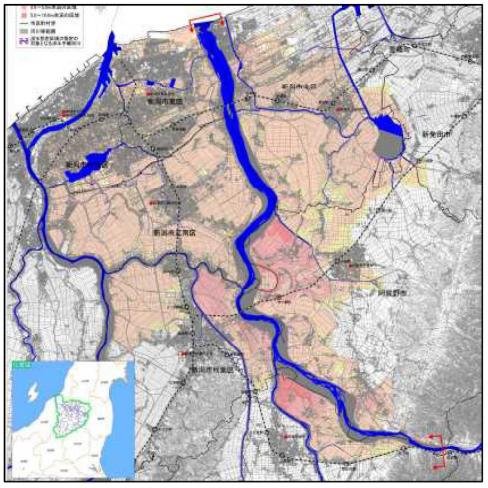
（水防法第15条）

地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載

要配慮者利用施設の管理者等

（水防法第15条の3）

避難確保計画の作成、訓練の実施（義務）
自衛水防組織の設置（努力義務）



洪水浸水想定区域

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

【水防法第15条1項四号ロ】
浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】
市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3　1、5及び6項】
要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う
・避難確保計画の作成（義務）
・訓練の実施（義務）
・自衛水防組織の設置（努力義務）

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3　2項及び7項】
要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う
・避難確保計画の市町村への報告
・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3　3項】
市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる
・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
・指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表ができる

3

要配慮者利用施設とは

○水防法における要配慮者利用施設
⇒社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

○施設の例

〔社会福祉施設〕
- 老人福祉関係施設
- 有料老人ホーム
- 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- 身体障害者社会参加支援施設
- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 障害福祉サービス事業の用に供する施設
- 保護施設
- 児童福祉施設
- 障害児通所支援事業の用に供する施設
- 児童自立生活援助事業の用に供する施設
- 放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- 子育て短期支援事業の用に供する施設
- 一時預かり事業の用に供する施設
- 児童相談所
- 母子健康包括支援センター　等

〔学校〕
- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 高等学校
- 中等教育学校
- 特別支援学校
- 高等専門学校
- 専修学校　等

〔医療施設〕
- 病院
- 診療所
- 助産所　等

適切な避難確保計画の作成に向けて

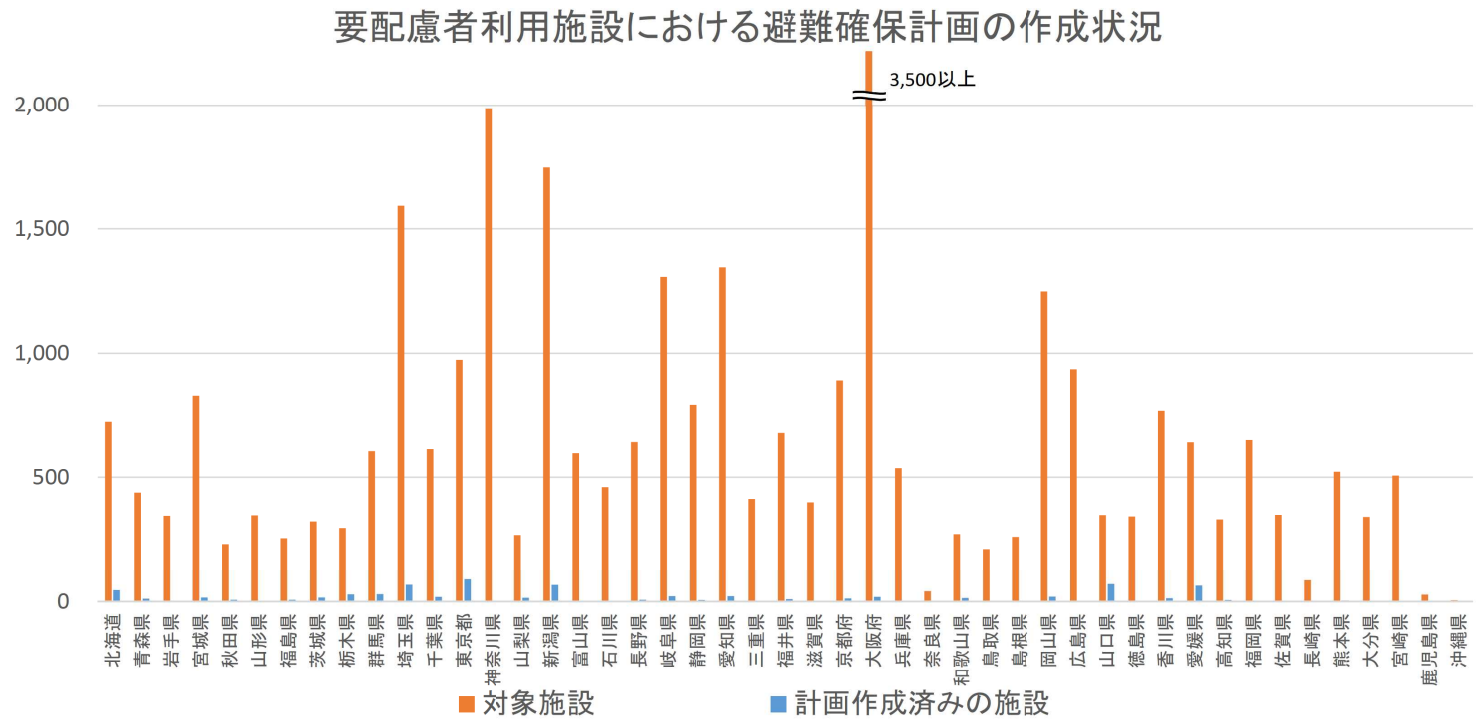
○ 市町村にご理解いただきたいこと

- 浸水想定区域内にあり利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設を適切に指定すること
- 指定された施設については、地域防災計画の改定にあわせ、当該施設への洪水予報等の伝達方法及び指定の必要性を定期的に確認すること
- なお、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討することに留意
- 要配慮者利用施設への洪水予報等の情報伝達訓練を実施することが望ましいこと

5

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の状況

○要配慮者利用施設における避難確保計画は、平成28年3月時点で
対象施設31,208施設のうち、作成済みは706施設（2.3%）



※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

6

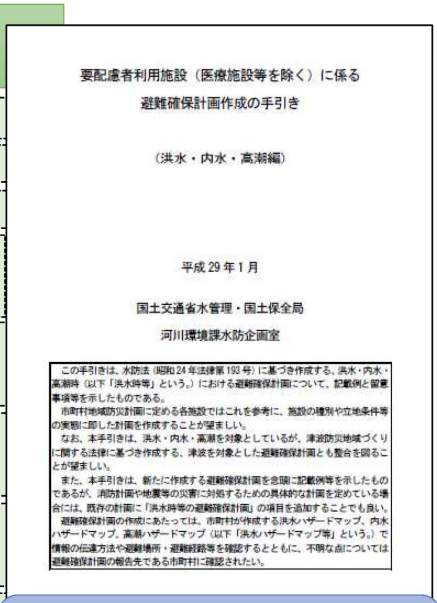
要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成の手引き

［水防法施行規則第16条］

①要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
②要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
③要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
④要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
⑤自衛水防組織の業務に関する事項

避難確保計画作成の手引き：
水防法に基づく計画を作成する際の留意事項と記載例を提示

1. 計画の構成
2. 計画の目的
3. 計画の適用範囲
4. 防災体制・・・①
洪水時等の際の活動内容、活動体制の区分、体制確立の基準、対応要員
5. 情報収集及び伝達・・・①
収集する主な情報と収集方法、伝達方法及び伝達内容
6. 避難の誘導・・・②
避難場所、避難経路、避難誘導方法
7. 施設の整備・・・③
洪水等に係る情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材等の状況
8. 防災教育及び訓練・・・④
従業員を対象とした防災教育及び訓練の実施時期、内容
9. 自衛水防組織の業務・・・⑤
自衛水防組織の業務内容、構成員に対する教育・訓練の実施時期、内容


要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成29年1月

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。
市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。
なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。
また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。
避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

計画作成にあたっての基本的な事項を掲載。

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例　・・以下の6事項を追記する

1. 計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条（目的）に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

（目的）
第○条　この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、○○○について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

2. 自衛水防組織の項目を追加（手引き　P21～P23参照）
自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。　※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

（自衛水防の組織と任務分担）
第○条　○○○○の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表○のとおり指定する。

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

項目を追加

3. 洪水時の防災体制の項目を追加（手引き　P4～7参照）
「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

（洪水時の活動）
第○条　洪水時においては、次の防災体制をとる。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	○○情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	○○情報発表 ○○地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、・・	情報伝達係、避難誘導係、・・
非常体制	○○情報発表 ○○地区に避難勧告又は指示（緊急）発令	施設全体の避難誘導、・・	避難誘導係、・・

項目を追加

4. 洪水時の避難誘導の項目を追加（手引き　P17～19参照）
「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。　※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

（洪水時の避難誘導）
第○条　洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。
（1）避難場所・経路
・第○条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
・上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設○棟の2階へ避難する。
（2）避難誘導方法
・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする・・・等

項目を追加

5. 避難の確保を図るための施設を追加（手引き　P20参照）
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。　※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することでよい。

（洪水に備えての準備品）
第○条　第○条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

不足分を追加

6. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加（手引き　P21参照）
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。　※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

（洪水対策に係る教育及び訓練）
第○条　施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

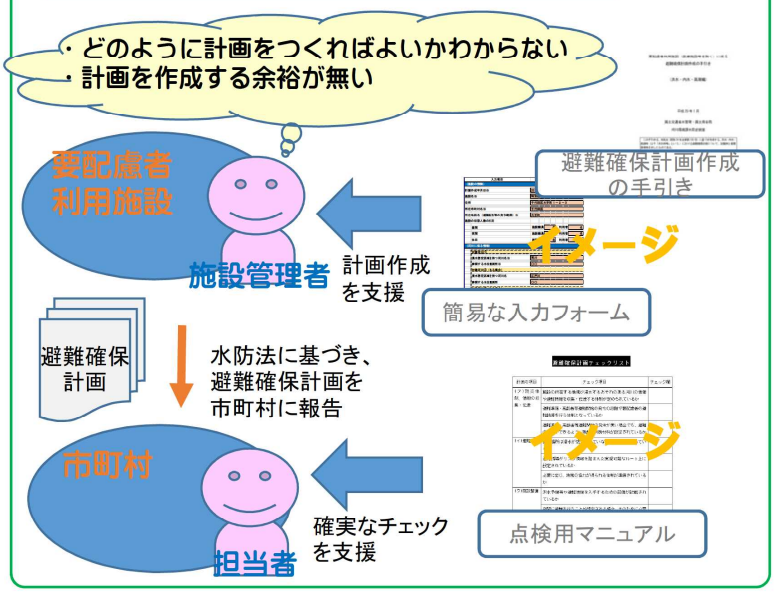
	予定実施月	内容
全従業員	○○月	（1）洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	（2）情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	○○月	（3）避難誘導に係る訓練

項目を追加

要配慮者利用施設の避難確保計画への支援

① 簡易な入力フォームを通して避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
② 地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
③ モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者等が連携して避難確保計画を検討・作成し、そこで得られた効果的な避難等に関する知見を市町村に提供

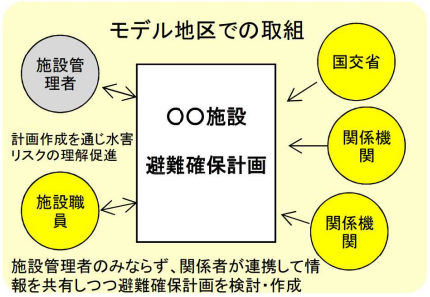
①手引きの充実、②点検用マニュアルの作成



③モデル地区での取組

○ 関係行政機関と施設職員等が水害リスク情報を共有し、実効性のある避難確保計画を連携して作成する等の取組を、モデル地区（岡山県、兵庫県、岩手県）にて実施し、その知見を全国に展開

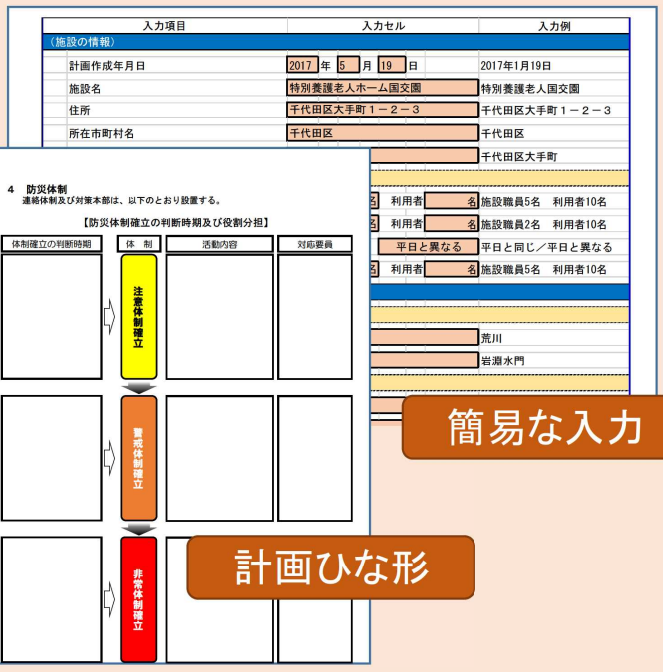
＜スケジュール案＞
H29.3～5　現地での合同打合せを実施
H29.6～　現地にてモデル事業を実施



計画作成を支援する手引きの充実

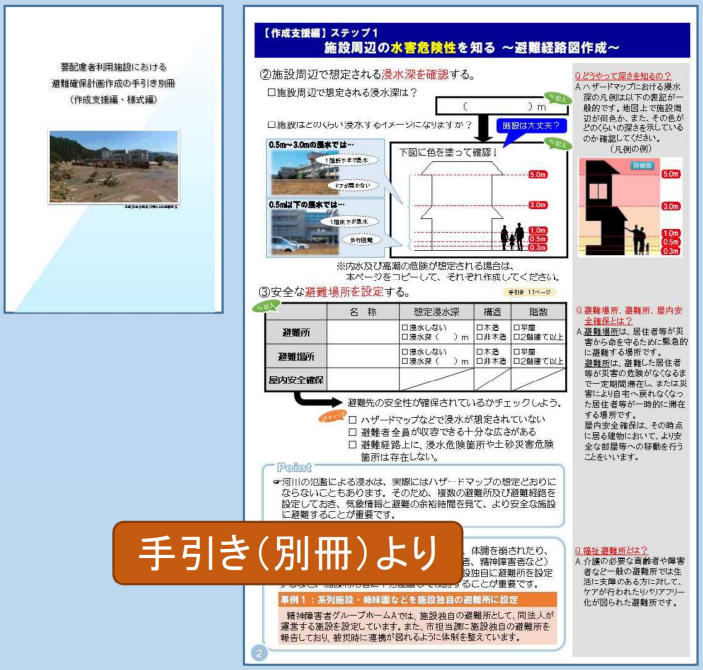
簡易に作成するための資料

○簡易に作成できるよう、ひな形を新たに提供
※作成した計画は、的確な内容となるよう訓練等を通じ適宜見直しが必要



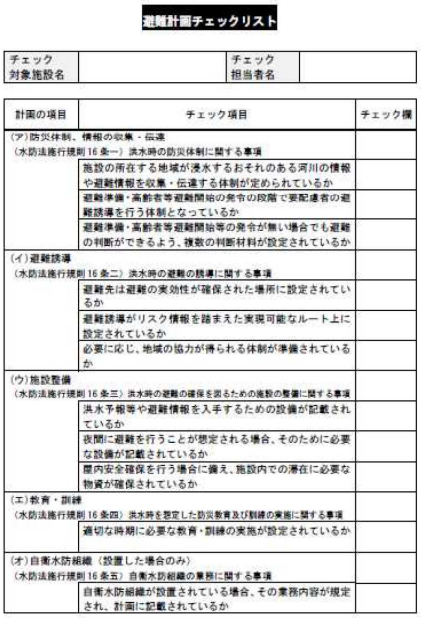
的確な作成に向けた資料

○手順を追うことで的確に作成できるよう解説を充実



避難確保計画の確実な点検について（1）

○都道府県、市町村が施設の計画を点検する際の、チェックリストとチェックにおける留意点をまとめたマニュアルを作成
○計画の点検に際しては、各施設を所管する都道府県又は市町村が関係部局と連携して行い、計画内容も共有

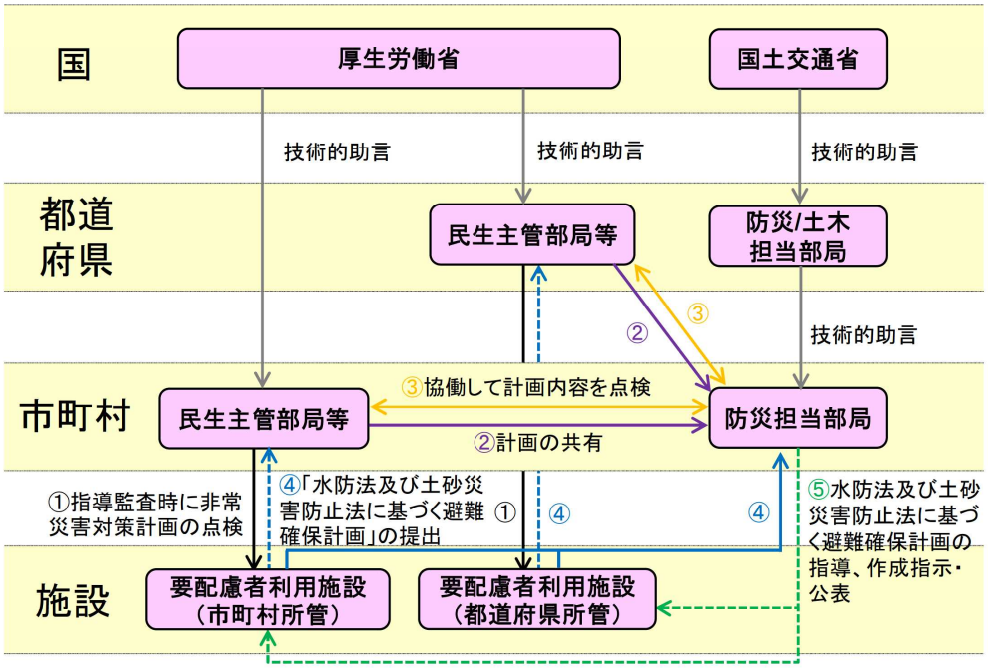


避難計画チェックリスト

チェック対象施設名		チェック担当者名	

計画の項目	チェック項目	チェック欄
（ア）防災体制、情報の収集・伝達 （水防法施行規則16条一）洪水時の防災体制に関する事項		
	施設の所在する地域が浸水するおそれのある河川の情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか	
	避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか	
	避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか	
（イ）避難誘導 （水防法施行規則16条二）洪水時の避難の誘導に関する事項		
	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか	
	避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか	
	必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか	
（ウ）施設整備 （水防法施行規則16条三）洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項		
	洪水予報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか	
	夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか	
	屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか	
（エ）教育・訓練 （水防法施行規則16条四）洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項		
	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	
（オ）自衛水防組織（設置した場合のみ） （水防法施行規則16条五）自衛水防組織の業務に関する事項		
	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか	

地方公共団体向け
点検マニュアル



計画の点検の流れ

避難確保計画の確実な点検について（2）

○ 民生主管部局が施設の運営等に関する事項について、防災主管部局が避難先等に関する事項について下記の例のように分担して点検する等により、効果的・効率的に計画の点検を進めることが望ましい。

点検の際の役割分担のイメージ

計画に記載される事項	民生主管部局	防災主管部局
（ア）防災体制、情報の収集・伝達	○（施設内の体制）	○（防災情報）
（イ）避難誘導	○（利用者の誘導方法）	○（避難先、避難路）
（ウ）施設整備	○	
（エ）教育・訓練		○
（オ）自衛水防組織	○（組織）	○（業務内容）

避難確保計画の作成促進のための指導について

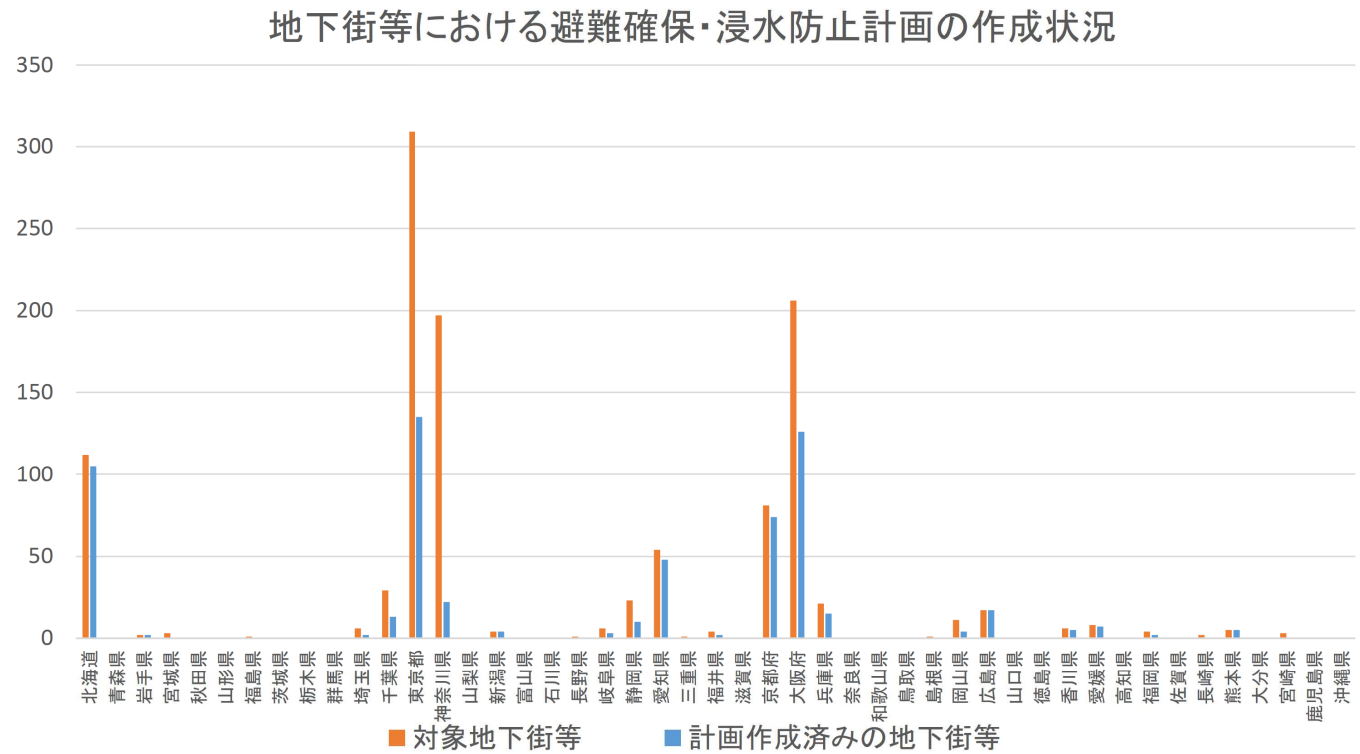
○ 都道府県、市町村に対応いただきたいこと

- 民生主管部局・教育部局等と防災担当部局が連携し、各施設管理者等に対して確実に計画作成するよう指導すること
- 各施設から提出された計画に対する確実なチェック及び指導監査時等の計画内容の定期的な再確認と施設への指導を行うこと
- 施設において作成された計画に基づく訓練が実践されるよう、必要な支援・働きかけを行うこと
- 計画未作成の施設に対する計画作成指示・公表の制度を必要に応じ活用すること

13

【参考】地下街等における計画の作成状況

○地下街等における避難確保・浸水防止計画は、平成28年3月時点で
対象施設1,117施設のうち、作成済みは601施設（53.8%）



※地下街等：地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設

14

避難確保計画の作成等の義務化〔土砂災害防止法〕

○ 土砂災害防止法では、**要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等**について、努力義務の段階を経ることなく、**今改正により義務**となります。

➢ 都道府県は**土砂災害警戒区域の指定**、市町村は**市町村地域防災計画への位置付け**について、確実に進めていくことが重要

➢ **法改正の内容**について、**施設管理者等に認識・理解**してもらうことが必要であり、様々な機会を通じて、**積極的な周知**が重要

〔周知例〕
- ・都道府県・市町村HPに法改正パンフレットを掲載
- ・本庁舎や事務所等においてパンフレットを配付
- ・土砂災害防止月間（6月）の各種取組において周知
- ・都道府県・市町村主催の土砂災害の訓練実施時に周知
- ・基礎調査や区域指定時に実施する説明会で説明
- ・市町村地域防災計画への位置付けの際に説明





土砂災害防止法改正パンフレット〔施設管理者用〕〔担当者用〕については、国土交通省砂防部HPに掲載しています。

今後の予定

- ◆ **土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き 【新規作成】**
- ◆ **避難確保計画の点検用マニュアル（洪水等と共通）【新規作成】**
  ⇒ 改正法の施行に合わせて通知、国土交通省砂防部HPに掲載する予定。
- ◆ **土砂災害防止対策基本指針 【変更】**
  ⇒ 社会資本整備審議会（河川分科会）への意見聴取等の手続きを経て、告示する予定。

15

土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き

○要配慮者利用施設の管理者等の皆様が、避難確保計画を作成する際の参考となるよう「土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成し、土砂災害防止法の改正にあわせて通知予定。

（主な内容）

1．計画を作成するにあたって知っておきたいこと

○土砂災害の種類と特徴
- ・土砂災害にはがけ崩れ、土石流、地すべりの3つがある
- ・土砂災害は予測が難しく、突発的に発生するため、人的被害が発生しやすい

○土砂災害に関する情報とその確認方法
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害ハザードマップ、土砂災害警戒情報など

○土砂災害に対する避難の方法
- ・原則、立ち退き避難。外出が危険な場合は屋内の安全な場所へ

2．避難確保計画に記載すべき事項

要配慮者利用施設で避難確保計画を作成するために、下記の整理をして記載

○防災体制に関する事項
- ・職員の役割分担や連絡体制の確認
- ・気象・災害に関する情報の入手方法

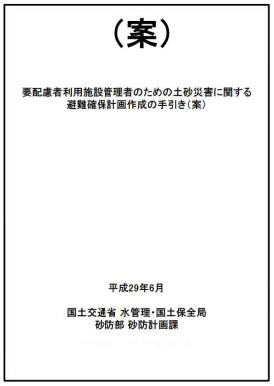
○避難誘導に関する事項
- ・避難行動に備えて事前に決めておくべき事項
- ・避難の実施方法

○避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

○防災教育及び訓練の実施に関する事項

3．参考

○計画に記載すべき事項を整理した「作成例」、内容を確認するための「チェックリスト」、を参考資料として記載



避難確保計画の手引き



避難確保計画　作成例



施設内掲示用 避難確保計画イメージ

16

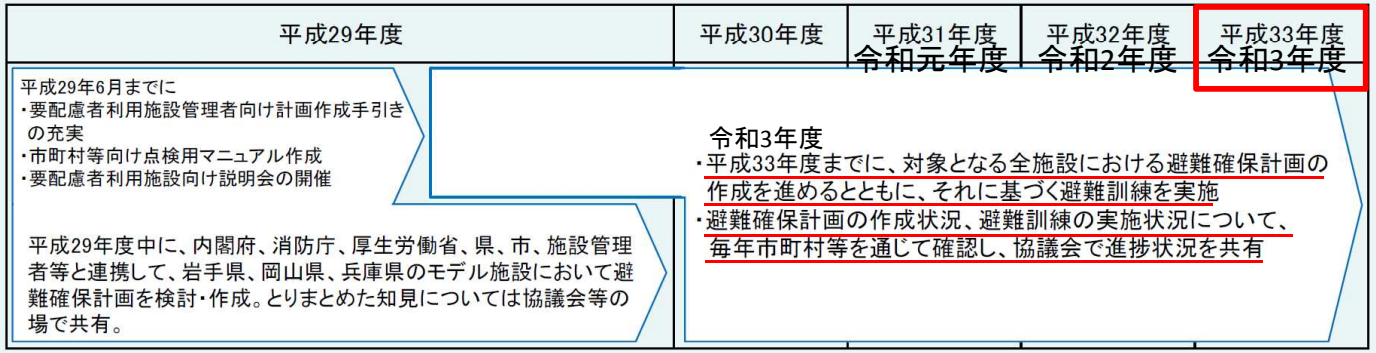
○緊急行動計画では、
2021（R3、H33）年度までに、
対象の要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・避難確保訓練
を実施。

○市町村地域防災計画の改定時期は、
左下表のとおり

○R2年1月1日時点の施設数等は、
右下表のとおり

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

令和3年度
○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成



市町村地域防災計画の更新時期

	最新の更新年度
田辺市	令和元年度
白浜町	令和元年度
上富田町	平成30年度

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況

	対象要配慮者利用施設	避難確保計画を作成している要配慮者利用施設の数
田辺市	48	0
白浜町	6	5
上富田町	―	

※上富田町は地域防災計画に定められた施設なし

住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト

○ 国土交通省では、水害情報などの提供・伝達方法を充実させることを目的に、平成30年10月に「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」を立ち上げ、同年12月にプロジェクトリポートをとりまとめた。

○プロジェクト参加団体

＜マスメディア＞
日本放送協会（NHK）、一般社団法人日本民間放送連盟
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
NPO法人気象キャスターネットワーク
エフエム東京
全国地方新聞社連合会
一般財団法人道路交通情報通信システムセンター（VICS）
＜ネットメディア＞
LINE株式会社、Twitter Japan株式会社
グーグル合同会社、ヤフー株式会社
NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社
＜行政関連団体＞
一般財団法人マルチメディア振興センター（Lアラート）
＜市町村関係者＞
新潟県見附市
＜地域の防災活動を支援する団体＞
常総市防災士連絡協議会
＜行政＞
国土交通省水管理・国土保全局、道路局
気象庁

情報を発信する行政、情報を伝えるマスメディア、ネットメディア関係者等が、互いの特性を活かした対応策、連携策を検討。
主な論点を、右記課題1～課題3とし、33項目の取組がまとめられた。

○住民自らの行動に結びつける新たな6つの連携プロジェクト
～受け身の個人から行動する個人へ～

課題1 より分かりやすい情報提供のあり方は

A：災害情報単純化プロジェクト ～災害情報の一元化・単純化による分かりやすさの追求～
水害・土砂災害情報統合ポータルサイトの作成、情報の「ワンフレーズマルチキャスト」の推進、
気象キャスター等との連携による災害情報用語・表現改善点検

課題2 住民に切迫感を伝えるために何ができるか

B：災害情報我がことプロジェクト～災害情報のローカライズの促進と個人カスタマイズ化の実現～
地域防災コラボチャンネル（CATV×ローカルFM）、新聞からのハザードマップへの誘導、
マイ・ページ機能の導入、テレビ、ラジオ、ネットメディア等が連携した「マイ・タイムライン」普及

C：災害リアリティー伝達プロジェクト
～画像情報の活用や専門家からの情報発信など切迫感とリアリティーの追求～
河川監視カメラ画像の積極的な配信、専門家による災害情報の解説、
ETC2．0やデジタルサイネージ等を活用した道路利用者への情報提供の強化

D：災害時の意識転換プロジェクト
～災害モードへの個々の意識を切り替えさせるトリガー情報の発信～
住民自らの避難行動のためのトリガー情報の明確化、緊急速報メールの配信文例の統一化

課題3 情報弱者に水害・土砂災害情報を伝える方法とは

F：地域コミュニティー避難促進プロジェクト
～地域コミュニティーの防災力の強化と情報弱者へのアプローチ～
登録型のプッシュ型メールシステムによる高齢者避難支援「逃げなきゃコール」の提供、
「避難インフルエンサー（災害時避難行動リーダー）」への情報提供支援

上記課題を具体化させるために

※「ふるさとプッシュ」は「逃げなきゃコール」に名称変更となりました。

E：災害情報メディア連携プロジェクト
～災害情報の入手を容易にするためのメディア連携の促進～
テレビ・ラジオ・新聞からのネットへの誘導（二次元コード等）、ハッシュタグの共通使用、
公式アカウントのSNSを活用した情報拡散

近畿地方メディア連携協議会の発足（令和元年6月）

○　「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」を踏まえ、近畿地方整備局では、令和元年6月に河川部を事務局とし、各府県から1社程度のメディアが参画した「近畿地方メディア連携協議会」を発足させた。

【参加メディア】　10社（五十音順）
- （株）アドバンスコープ
- 大阪放送（株）
- （株）京都新聞社
- （株）神戸新聞社
- （株）産業経済新聞社　大阪本社
- （株）テレビ和歌山
- （株）奈良新聞社
- 日本放送協会　大阪放送局
- びわ湖放送（株）
- （株）福井新聞社

【主な取組内容】
- 平時及び災害時の報道に生かせるよう、水害や気象情報の活用方法を紹介した意見交換会（共同勉強会）を実施。
- より地域の情報を知ることで今後の報道に生かせるよう、河川の治水システムや改修の変遷などを紹介した現地視察会を実施。
- テレビや新聞からネットメディアに誘導するための二次元コードの配布

など

令和元年度の活動状況

○令和元年6月12日 第1回近畿地方メディア連携協議会　開催
○令和元年9月19日、9月20日　意見交換会（共同勉強会）開催
○令和2年1月18日　現場視察会（淀川）　開催
○令和2年2月26日　第2回近畿地方メディア連携協議会　開催

現場視察会の様子



毛馬排水機場



日吉ダム

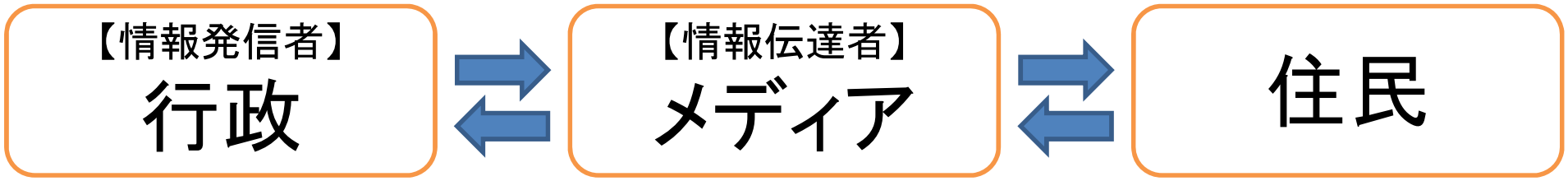
令和2年度の活動予定

【出水期まで】
○第3回近畿地方メディア連携協議会の開催
○意見交換会（基礎情報習得、情報発信等）　上記と同時開催
【10月以降】
○意見交換会（情報発信の改善等）の開催
○第4回近畿地方メディア連携協議（必要に応じて）の開催

地域におけるメディア連携の実施について

○ 令和2年度からは、より地域に沿った災害情報を発信し、地域コミュニティーの防災力を強化するため、各地域でメディア連携の取組を実施していきたい。
○ 住民により近い存在の地域メディアの方々に、水害情報等の活用方法や地域の河川を知ってもらうとともに、住民の避難行動につながるより分かりやすい情報発信のあり方について共に検討し、連携した取組を実施する。

■より地域に沿ったリスクコミュニケーションを実施。



■上記により、住民自らが防災について考え、情報を取りに行き、行動する姿に変わることを目指す。



社会としての防災力の底上げ

河第０６０４０００１号
令和　２年　６月　４日

教育委員会
学校教育局　教育支援課長　様

県土整備部
河川・下水道局　河川課長
（　公　印　省　略　）

「和歌山県河川／雨量防災情報」の活用等について（依頼）

近年の台風や集中豪雨により河川氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が全国各地で発生しております。

社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、また「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子供のころから地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要です。

こうした中、県では住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、住民目線のソフト対策に重点的に取り組んでいます。

ソフト対策の１つの「和歌山県河川／雨量防災情報」ではパソコン、スマートフォン、携帯電話で、河川水位・雨量・土砂災害警戒情報など、リアルタイムの情報を見ることができます。

つきましては、教育職員と児童等が一体となって防災教育に取り組むにあたって、防災情報を活用できるよう別紙にて周知方よろしくお願いします。

【事務担当】
県土整備部　河川・下水道局
河川課　防災班　辻岡
TEL.073-441-3074　FAX.073-433-2147
e-mail: tsujioka_s0009@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県河川／雨量防災情報

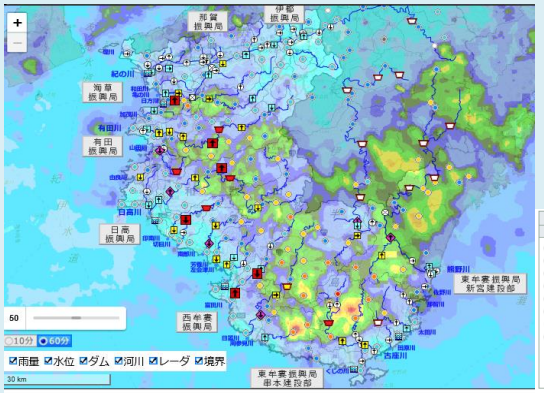
別紙

○住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、住民目線のソフト対策に重点的に取り組んでいます。パソコン、スマートフォン、携帯電話で、河川水位・雨量・土砂災害警戒情報など、リアルタイムの情報を見ることができます。
○「和歌山県防災ナビ」アプリから確認することもできます。

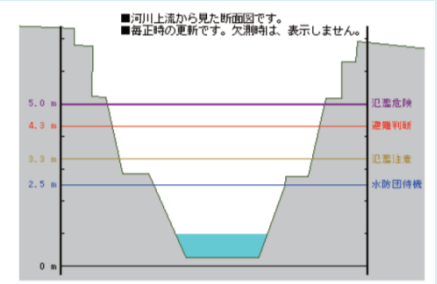
掲載している情報の例

・雨量・河川・ダム放流量の情報

位置情報を有効にすることで現在地の表示も可能です。
※現在の位置情報を利用するための確認画面がでますので、位置情報を利用する（「OK」ボタン）を押してください。

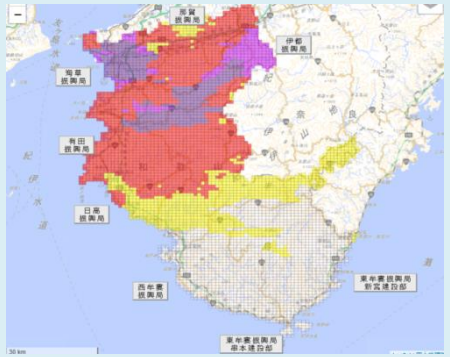


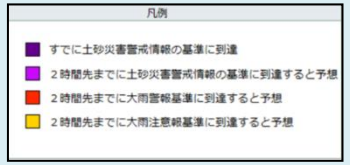
・水位計・河川監視カメラの情報





・土砂災害警戒情報





和歌山県河川雨量防災情報

URL：http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/（PC・モバイル端末）
http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/keitai/（携帯端末）





PC・モバイル端末



携帯端末

国水計調第１号
国水情第４号
国水環保第２号
令和２年４月３０日

各都道府県・政令指定都市　水防担当部長　　宛て

国土交通省　水管理・国土保全局
河川計画課　河川計画調整室長
河川情報企画室長
河川環境課　河川保全企画室長

令和２年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成 31 年３月 29 日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第 15 条の９及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和２年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和２年４月７日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第１項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、その対応については同８日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところである。また、同 16 日には、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大された。

これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

記

1.　新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応

（１）協議会の場を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところである。

今般の感染症の拡がりを勘案すると、その重要性はより高まっており、協議会については、可能な限り WEB 会議による開催に取り組み、効果的な情報共有を図られたい。WEB 会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十

分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

（２）連携体制の構築及び協議会での共有事項について

今般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、避難所の対応について、以下の参考事務連絡に示されている。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

【参考事務連絡】

○令和２年４月１日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

（各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出）

＜参考 URL：内閣府防災情報のページ 公表資料＞

http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf

○令和２年４月７日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

（各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出）

＜参考 URL：内閣府防災情報のページ 公表資料＞

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○令和２年４月 21 日付通知「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）」

（各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）、消防庁国民保護・防災課長発出）

○令和２年４月 28 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

（各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出）

＜参考 URL：内閣府防災情報のページ 公表資料＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

2.　令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記７．（１）協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項についても取り組まれたい。なお、すでに協議会を開催済みの協議会にあっては、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

・緊急速報メールによる洪水情報の提供

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図られたい。

・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

令和元年東日本台風では、大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生した。この課題に対し、国として先行的に仕組み改善を図り、国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図られたい。

・堤防決壊情報の確実な共有

堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努められたい。また、堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知されたい。

・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努められたい。

・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね５年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和２年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、上記の内容も踏まえ、令和２年度中に「地域の取組方針」の見直しを行われたい。

なお、上掲の取組事項については社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和２年４月時点における国土交通本省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充の際には改めて通知を発出する旨申し添える。

府政防第 819 号
消防災第 72 号
令和２年４月 21 日

各都道府県消防防災主管部長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
（公印省略）

「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

政府では、令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（以下「報告書」という。）を取りまとめました。
（報告書：http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html）

報告書では、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和２年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力（以下「避難の理解力」という。）を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示されました。当該キャンペーンは、市町村が日本全国の各戸にハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを配布又は回覧するほか、教育機関や福祉関係者等が避難行動判定フロー等を活用し避難に関する理解を促進し、また、社員等が不要不急の外出を控えることができるよう民間企業がテレワーク・時差出勤・計画的休業等を促進する等、あらゆる主体が参画し、令和２年度出水期までに、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行うものです。（当該キャンペーンの全内容は参考資料１を参照して下さい）

貴職におかれましては、本キャンペーンに関し、下記事項を推進するためご尽力いただくとともに、その旨を貴都道府県関係部局及び管内市町村に対して周知し、本キャンペーンへの参画を働きかけ、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いします。

ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務である状況を鑑み、キャンペーンの実施に当たっては、当面、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いします。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要があることから、先日「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和２年４月１日府政防第 779 号、消防災第 62 号、健感発 0401 第１号）を通知し、また４月７日に事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を発出しておりますので、平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただきますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 避難の理解力向上キャンペーンの取組

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するため、令和２年度出水期までに、避難に関する普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体が参画し日本全国で展開する。ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人と人との接触を徹底的に低減することが求められており、キャンペーンの実施により、人との接触が回避できない場合や「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が生じうる場合等においては、感染拡大防止のため、その状況の回避若しくは延期又は中止を検討されたい。

（1）ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの周知

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、住民に、平時より地域の災害リスクを認識してもらい、災害時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、以下の取組を実施することとする。

① 市町村は、住民一人一人が地域における水害・土砂災害に関するリスクを確認できるよう、ハザードマップを各戸に配布又は回覧すること。

② 市町村は、住民自らが自宅の災害リスクを踏まえとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー（参考資料２）」、及び警戒レベル等の避難情報を読み解き避難するタイミングを判断するための「避難情報のポイント（参考資料３）」を、ハザードマップと合わせて各戸に配布又は回覧すること。また、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務であり、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、これら資料に記載の「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すこと。

参考資料２，３：
http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf

③ 避難訓練や出前講座など、住民等が参加する防災に関するイベント等を実施する場合には、避難行動判定フロー等を活用するなど、住民の避難の理解力向上に努めること。

（2）水害・土砂災害のリスクのある小・中学校における防災教育の支援

「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子供のころから地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。全国の水害・土砂災害リスクのある全ての小・中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ防災教育を実施することとなっている。そのため、防災主管部局としてその取組を支援すること。例えば、以下の支援が考えられる。

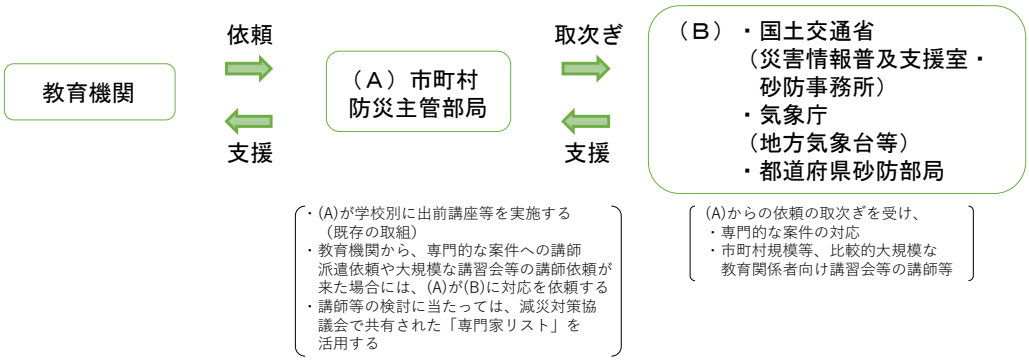
① 教育機関等からの依頼に応じ、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。

② 教育機関等からの依頼に応じ、防災主管部局が行う出前講座等により、防災教育の内容面の充実を支援すること。

③ 教育機関等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土

交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



④　必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育に活用できる以下の参考教材を説明すること。

・(内閣府) 警戒レベルに関する映像資料（令和元年度作成）
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

・(国土交通省) 防災教育ポータル
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html

・(気象庁) 防災教育に使える副教材・副読本ポータル
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/fukukyouzai/index.html

・(文部科学省) 学校安全ポータルサイト
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/

⑤　必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育の授業に活用できる以下のツールを説明すること。

・避難行動判定フロー（再掲）

・災害・避難カード：災害時に避難すべき場所、避難時に持参する薬、誰と一緒に避難するか等を書き込んだ名刺タイプ(携帯可能なサイズ) のカードのこと。
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai_jireisyu.html

・マイ・タイムライン：住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。
https://mytimeline.river.or.jp/

なお、本通知を踏まえ、文部科学省から都道府県及び市町村の教育機関に対し、防災教育におけるこれら支援（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）があることについて、別途通知予定。

（3）福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組

台風第 19 号等においては多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方々が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局、福祉関係者等が連携のもと、以下の取組を推進すること。

なお、本取組に関して、福祉専門職の職能団体等に対し、関係府省から別途協力依頼を行うとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局及び福祉部局等に対し、実施方法等の詳細（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）について別途通知予定。

・福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらう。

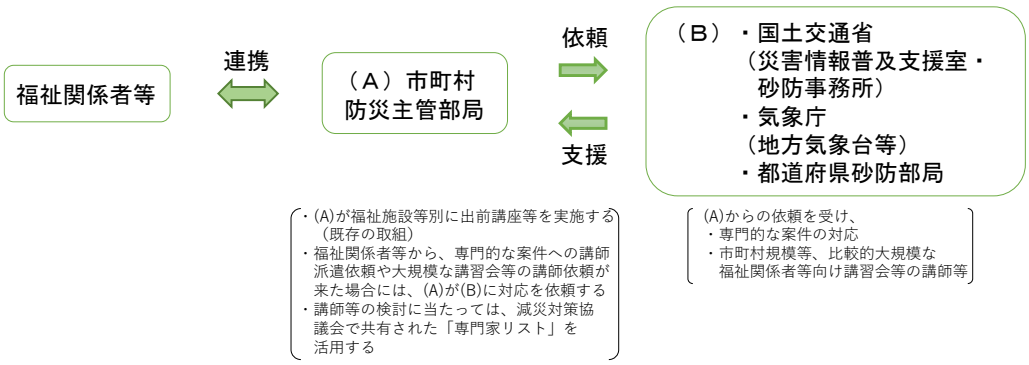
以上の取組の実施にあたっては、防災主管部局として、以下のような支援を行うこと。

① 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。

② 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。

③ 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所（災害情報普及支援室）及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



(4)広域避難の対象となる住民等への周知啓発

広域避難を計画している市町村においては、広域避難の対象となる住民等に対し、地域の災害リスクや広域避難を含むとるべき行動等への理解を促進するため、上記「避難の理解力向上キャンペーン」において、大規模災害時の広域避難の必要性や親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保等について周知を図ること。

2. 災害時の情報伝達の改善の取組

① 「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成 31 年 3 月改訂)」において、警戒レベル４避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとしており、必要に応じて避難情報の発令基準を改訂すること。

② 「全員避難」「命を守る最善の行動」については、災害時には、短い言葉で繰り返し呼びかけを行う必要がある。ただし必要に応じて、例えば３回に１回程度は「危険な場所から全員避難」等、補足的な呼びかけを行うこと。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外でも災害の危険があることについて呼びかけを行うこと。

③ 市町村は、災害時のアクセス増によりホームページにつながりにくくなることがないよう必要な対策を講じること。対策例は以下のとおり。

・Web サイトの軽量化（災害時にホームページを文字情報のみとし負荷軽減）
・ミラーサイトの準備(サーバーの負荷軽減のため同機能のサーバーを複数台準備)
・キャッシュサイトの作成（検索エンジンに一時的にページを複製し誘導する）等

④ 避難勧告等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、防災行政無線（同報）だけではなく、FM 放送、ケーブルテレビ、携帯電話等の様々な災害伝達手段の整備を促進し、地域の特性にあわせて災害時の情報伝達の多重化・多様化を図ること。なお、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 30 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第２号）に記載のとおり、洪水等の災害時においては、特に河川敷にいるホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、河川管理者と福祉部局等は連絡調整し、配慮して対応することとなっていることを、ご承知おき頂きたい。

3. 避難場所の開設等に関する保険制度

災害時に、市町村が迅速かつ適切に避難勧告等を発令し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、避難場所の開設等に関する費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等を検討すること。

4. 広域避難の実効性確保に向けた取組

市町村界を越えての広域避難が必要な地域においては、令和元年台風第 19 号を踏まえ、以下の点に留意し、広域避難の実効性確保に向けた取組を推進すること。

① 浸水想定区域が市町村の広範に及び当該市町村内では安全な避難場所等の確保が困難な場合や、隣接市町村への避難が有効な地区がある場合は、他市町村への広域避難の必要性について検討し、受け入れ先の市町村と協定等を結ぶなど、平時から連携を図ることが望ましい。

② 広域避難は通常の避難より準備・移動に時間を要することから、早めに関係者間の情報共有や意思決定、及び対象住民等への呼びかけを行うことが重要である。その際、避難に必要な時間（リードタイム）だけではなく、夜間や暴風時、鉄道計画運休等による移動困難性についても注意する必要がある。

③ 降雨・暴風等がどのように推移するかは毎回異なり、想定されていたタイミングより遅れて検討開始・発令等の基準に到達する場合があるため、柔軟な対応が可能な計画としておくことが重要である。

④ 広域避難への対応と並行して、想定通りに広域避難が行われず浸水域内に住民等が留まった場合において被害を最小化するための対応も検討しておく必要がある。

以上

＜問合せ先＞
○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
菅（すが）風水害対策調整官、長野主査
TEL：03-3501-5693　FAX：03-3501-6820
○消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、亀田係長
TEL：03-5253-7525　FAX：03-5253-7535

参考資料１

令和元年台風第 19 号等を踏まえた
水害・土砂災害からの避難のあり方について
（報告）

令和２年３月

中央防災会議　防災対策実行会議

令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関する
ワーキンググループ

6．避難の理解力向上キャンペーン

- 「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、平時より自らが置かれた災害リスクを認識してもらい、緊急時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、令和２年度出水期までに、避難行動を促す普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体に参画いただき日本全国で展開する。
  - ✓ ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの各戸配布等
    - 市町村が、ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを各戸に配布又は配布が難しい場合は回覧する。
    - 「避難行動判定フロー」とは、ハザードマップとあわせて確認することにより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフローである。
    - 「避難情報のポイント」とは、「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等をわかりやすく簡潔に解説したものである。
      「避難情報のポイント」では特に、
      - ✧ 避難とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することであること、また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと
      - ✧ 緊急時に住民がとるべき行動は、危険な場所から警戒レベル３で高齢者等[32]は避難、警戒レベル４で全員避難であること
      - ✧ 警戒レベル４の「全員避難」は、発令対象区域の住民全員に避難をすることを求めているわけではなく、危険な場所にいる人に避難を求めていること
      - ✧ 警戒レベル４避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があること
      - ✧ 警戒レベル ４ 避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがある情報であること
      - ✧ 警戒レベル４には避難勧告や避難指示（緊急）があるが、いずれにしても警戒レベル４で避難すること
      - ✧ 警戒レベル５災害発生情報は既に災害が発生している状況であり、車の移動も危険であるため、無理な屋外避難は控えるべきであること
      - ✧ 警戒レベル５災害発生情報が発令された時点でまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守る最善の行動をとること

[32] 高齢者に限らず、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民は、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

- ✧ 警戒レベル５災害発生情報は市町村が実際に災害が発生していることを把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず発令されるものではないこと
- ✧ 市町村単位の警戒レベル相当情報（防災気象情報）が発表されたら、1km メッシュ単位の危険度分布のような詳細な情報で自宅近くの状況を確認すること
- ✧ 警戒レベル相当情報が発表されても、市町村長は地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル避難情報の発令判断をするため、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出されるタイミングや対象地域は必ずしも一致しないこと
- ✧ 緊急時の避難先は、小中学校・公民館等の「指定緊急避難場所」だけではなく、安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること。また、災害が落ち着いた後に、自宅が被災し帰宅ができない場合に、しばらく避難生活を送るために行くのは「指定避難所」であること等について周知する。

✓ 全国の水害・土砂災害リスクのある小・中学校で避難行動判定フローを活用し、災害リスクととるべき行動の理解を促進するとともに、その取組を支援する体制や教材等についても紹介する。

- ・ 子供の頃から地域の災害リスクを把握し、緊急時の避難行動を実践的に学ぶことが重要である。
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえた取組として、水害・土砂災害等のリスクがある全ての小・中学校において、令和２年の出水期までに、各校の避難確保計画等に基づき実施する避難訓練にあわせて防災教育を実施することとなっていることを踏まえ、関係省庁は、防災の専門的な観点から、避難行動判定フロー、災害・避難カード、マイ・タイムライン等の避難行動の理解に資する教材等や教員を支援する体制について関係する小・中学校に対し周知する。

✓ 福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。

- ・ 在宅の高齢者や障害者が自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。関係省庁は、福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者や医療関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。

✓ 職場等へ外出の抑制(従業員等の安全確保)を働きかける。

・ 大雨や暴風時に屋外を移動することがないよう、関係省庁は、職場等が不要不急の外出を従業員等に控えさせることについて、経済界等と連携し働きかける。職場所在地の水害及び土砂災害等の災害リスクについて確認することもあわせて働きかける。

✓ 病院・福祉施設の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。

・ 関係省庁は、病院や福祉施設等の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。

✓ 民間企業が会社所在地の災害リスクを確認するよう働きかける。

✓ このほか、行政（国、都道府県、市町村）、メディア、企業・学校、病院・福祉施設等が、その特性を活かし、避難行動判定フローや避難情報のポイント等を活用しながら、普及啓発を行うよう促す。

参考資料２

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ 必ず取組みましょう

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ → 色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外 →
※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧下さい

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ →

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル３が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル３が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

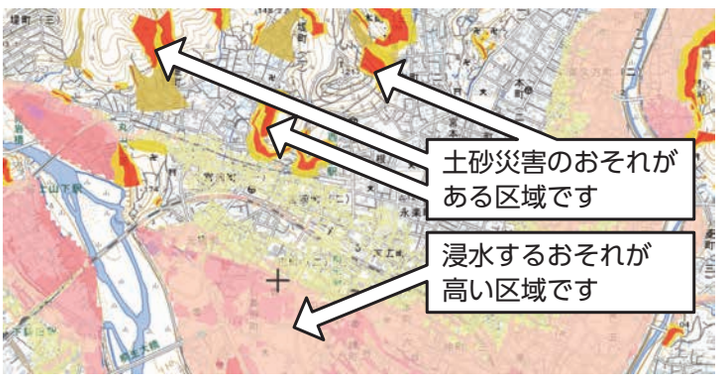
警戒レベル４が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル４が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

避難行動判定フローの参考情報

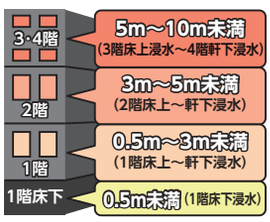
ハザードマップの見方　必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡　例

水　害
洪水浸水想定区域（浸水深）



土砂災害
土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップポータルサイト　検索

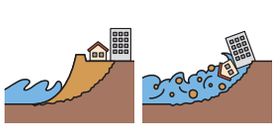
ハザードマップの見方　もっと詳しく知りたい人向け

次の３つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

❶ 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか

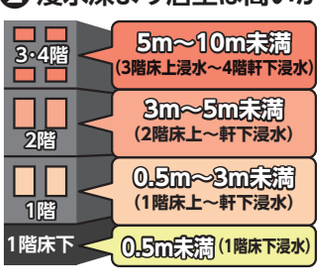


流速が早いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります



地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

❷ 浸水深より居室は高いか



❸ 水がひくまで我慢できるか、水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。 なお、重ねるハザードマップには記載がありません。
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

警戒レベル３や４が出たら、危険な場所から避難しましょう

「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。（小中学校、公民館など）

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

（参考）内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html

参考資料３

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

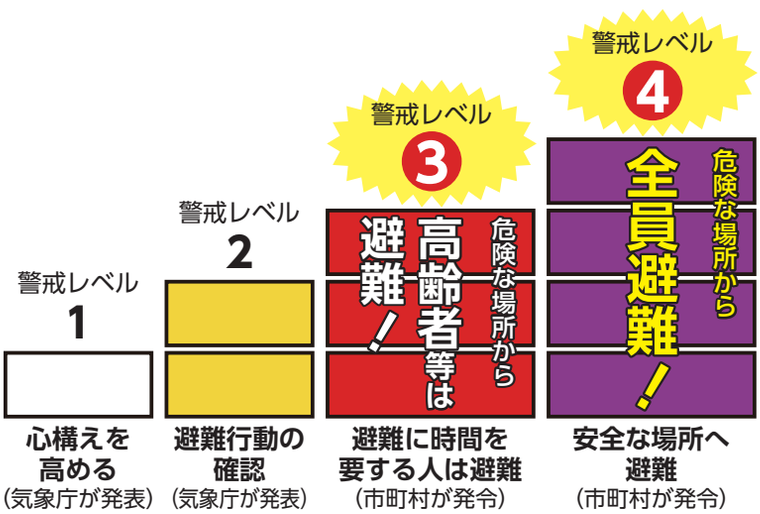
！…… 必ず確認してください ……！

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。
安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

危険な場所から警戒レベル３で〈高齢者などは避難〉、
警戒レベル４で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル４「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル４避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために５段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

警戒レベル５はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル５が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル５災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

豪雨時の屋外避難は危険です。 車の移動も控えましょう。

警戒レベル４には避難勧告や避難指示（緊急）※2がありますが、いずれにしても警戒レベル４で避難しましょう。

- 警戒レベル４避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル４避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

避難情報のポイント解説　もっと詳しく知りたい人向け

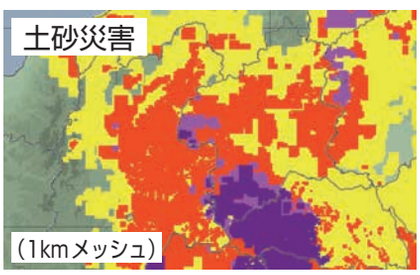
国土交通省・気象庁・都道府県から出される河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）

■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

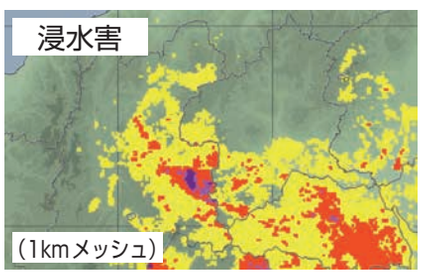
気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報※が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報（危険度分布）を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

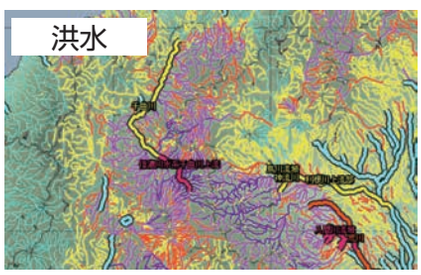
危険度分布　検索



紫：崖・渓流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう　気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

名　称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内　容：避難情報

名　称：警戒レベル相当情報
発信者：気象庁や都道府県等
内　容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報） 浸水の情報（河川）	防災気象情報（警戒レベル相当情報） 土砂災害の情報（雨）
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報（土砂災害）
4	危険な場所から全員避難	避難勧告（避難指示（緊急））	4相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2相当 氾濫注意情報	――
1	最新情報に注意	早期注意情報	1相当 ――	――

※「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報（河川や雨の情報）のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル（避難情報）の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

（参考）内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html

府政防第 779 号
消防災第 62 号
健感発 0401 第１号
令和２年４月 １日

各｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 防災担当主管部（局）長
衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
（公印省略）

消防庁国民保護・防災部
防災課長
（公印省略）

厚生労働省健康局
結核感染症課長
（公印省略）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月 28 日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定）（以下「基本的対処方針」という。）により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となってきます。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（参考）

・新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（一般の方向け）（厚生労働省ＨＰ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ＨＰ）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
（日本環境感染学会ＨＰ）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

令和２年４月７日
事　務　連　絡

各 ｛都　道　府　県
　　保健所設置市
　　特　　別　　区｝ 防災担当主管部（局）長　　殿
　　衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
　　参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、７都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和２年４月１日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年４月７日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（可能な限り多くの避難所の開設）

・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（自宅療養者等の避難の検討）

・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（避難者の健康状態の確認）

・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※　避難所における感染対策マニュアル　2011 年３月 24 日版
平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金
「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者　切替照雄）
作成

（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）
・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

（避難所の衛生環境の確保）
・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

（十分な換気の実施、スペースの確保等）
・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）
・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）
・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年８月（平成 28 年４月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年４月 内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

（参考）
・新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（一般の方向け）（厚生労働省ＨＰ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ＨＰ）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
（日本環境感染学会ＨＰ）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

令和２年４月 28 日
事　務　連　絡

各 ｛都　道　府　県
　　保健所設置市
　　特　　別　　区｝ 防災担当主管部（局）長
衛生主管部（局）長　　殿
観光担当部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
観 光 庁 観 光 産 業 課 長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、感染者数の急速な増加が確認されている状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和２年４月１日付け府政防第 779 号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和２年４月７日付け事務連絡）を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討していただくよう助言したところですが、災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性があることから、市町村における検討を速やかに進めていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、市町村によっては当該市町村内だけでは災害時に避難所として開設可能なホテル・旅館等が不足することも考えられることから、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

その際、軽症者及び無症状者について、都道府県の保健福祉部局が宿泊療養のためのホテル・旅館等の確保を行っており、そのための施設確保に支障を来さないよう、都道府県の保健福祉部局をはじめとする関係部局ともよく連携・調整を図った上で進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県の宿泊団体等に対しても、厚生労働省及び観光庁から（別添）のように、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくようお願いしていますので、申し添えます。

貴都道府県内の市町村の防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただくとともに、連携して取組を進めていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野
TEL 03-5253-7525（直通）

観光庁観光産業課
高築、須藤
TEL 03-5253-8330（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257（直通）

令和２年４月28日

（一社）日本ホテル協会　専務理事　殿
（一社）日本旅館協会　専務理事　殿
（一社）全日本シティホテル連盟　専務理事　殿
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会　専務理事　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
観　光　庁　観　光　産　業　課　長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について（協力依頼）

平素より生活衛生行政及び観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府や消防庁、厚生労働省から各都道府県等に対し、ホテル・旅館等の活用等の検討が依頼されているところです。

これらについて御了知いただくとともに、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくよう、よろしくお願い致します。
なお、リストを作成された際には、下記の観光庁観光産業課担当にも情報を共有していただけますと幸いです。

＜リスト共有先・問い合わせ先＞
観光庁観光産業課
高築（takatsuki-k2j8@mlit.go.jp）
須藤（sudoh-d2mx@mlit.go.jp）
TEL 03-5253-8330（直通）

感染蔓延下の災害対応における国土交通省の役割

国土交通省 近畿地方整備局長
井上 智夫

1

感染蔓延下の災害対応（主に、水害について）：国土交通省の役割

●災害予防（平常時）
- ○水害リスクの低減：　河川堤防・排水設備等の整備、水害に強いまちづくりの支援、緊急輸送路の整備等
- ○水害リスクの周知：　浸水想定の公表、市町村のハザードマップ・避難計画等の作成支援等
- ○災害対応の事前準備：　タイムラインの策定・運用による災害応急対応能力の向上支援、災害協定の締結等
- ○防災教育の支援：　水害リスクの認識向上のための学校・地域の防災学習に対する情報提供等
- ○防災訓練の実施：　タイムラインを活用した水防演習、防災ワークショップの開催等

●災害応急対応（緊急時）
- ○施設の操作・運用：　水門・排水ポンプ場の操作、道路の通行規制等
- ○防災体制の構築：　災害対策本部の設置、リエゾンの市町村等への派遣と情報共有等
- ○河川防災情報の伝達：　市町村の避難勧告・水防団出動のトリガー情報の発表等
- ○堤防決壊時の緊急工事：　被害軽減のための緊急的な堤防締切工事の実施等
- ○排水作業の実施：　排水ポンプ車等の派遣等
- ○道路啓開の実施：　災害協定に基づく地元建設業等の協力による啓開作業の実施等

●災害復旧・復興（被災後）
- ○被災状況の緊急調査の支援：　調査職員の派遣（激甚災害指定の加速化）
- ○被災者支援の物資等の提供：　被災者の避難生活における衛生環境の確保支援等
- ○施設の災害復旧の技術指導：　早期の災害復旧の実施支援等

感染リスクの低減と災害リスクの低減の両立のための分散避難の奨励と新たな対応強化

⇒ 適切な水害リスク評価に基づく分散避難計画（被災後の見直しを含む）の作成
避難行動に時間を要する分散避難の円滑な実施に資する危機感の早期共有のための体制構築
避難所・避難場所における被災者の感染リスク低減に関する支援

2

感染蔓延下の災害対応WG：ロードマップ

～検討内容と役割分担～

主務部局：●、補佐部局：◎、関係部局：○、助言■

主な検討項目	細目		市 町	大阪府		近畿地方整備局		大阪管区気象台	専門家アドバイザ
				危機室	河川室	防災G	河川部		
①分散避難における避難行動等のガイドライン～災害リスク評価に基づいた分散避難～	地域の災害リスク評価		○	○	◎	○	●	○	■
	分散避難の振り分け		●	◎		◎			■
	自宅療養者等の移送方法【保健所有無要考慮】		◎	●					■
	高齢者等要配慮者の支援方法		●	◎					■
	在宅避難者の備蓄の奨励		●	◎					■
	避難者の必需品携行の奨励		●	◎					■
	車中避難用空間の確保（広域避難場所の活用等）		●	◎		◎			■
	指定避難所内等の感染防止対策		●	◎		○			■
①分散避難における避難行動等のガイドライン～被災状況に応じた避難誘導の見直し～	被災状況の早期把握（家屋、ライフライン等）		●		○	◎	○		■
	被害軽減対策の実施状況・予測（排水作業等）		◎		◎	●	◎	○	■
	避難者の帰還誘導（避難勧告・指示の解除）		●	◎	○		○	○	■
	帰還できない避難者の継続的避難対応		●	◎		○			■
	在宅避難継続が困難になった者への対応		●	◎					■
②早期の段階からの危機感共有システム	防災情報共有システムの構築・運用		○	○	◎	○	●	◎	■
	意思決定支援タイムラインの策定・運用（※構成メンバーは、今後調整する）		●	◎	◎	◎	◎	◎	■
③平常時からの住民意識の啓発活動	市民防災会議等の開催		●	○	○	○	○	○	■
	メディアとの連携		●	●	●	●	●	●	■

注）市町は、危機管理部局・保健福祉部局・インフラ部局が連携して対応する。

3

感染蔓延下の災害対応（主に、水害について）：国土交通省の役割

～感染蔓延下の災害対応WGの検討を通じてわかったことの例～

●感染リスクの低減と災害リスクの低減の両立のための分散避難の奨励とさらなる対応強化

○適切な水害リスク評価に基づく分散避難計画（被災後の見直しを含む）の作成

⇒ 指定避難所不足の再認識（→企業等への避難所提供協力依頼）
分散避難の一形態である在宅避難への対応強化（→個々人の判断支援、備蓄等の奨励）
分散避難の一形態である車避難への対応強化（→広域避難場所の水害対応用の指定）
浸水継続時間の短縮のための排水機能の強化（→施設の改善、広域支援計画の策定）
緊急避難場所の整備の必要性認識（→避難高台等の水害に強いまちづくり）

○避難行動に時間を要する分散避難の円滑な実施に資する危機感の早期共有のための体制構築

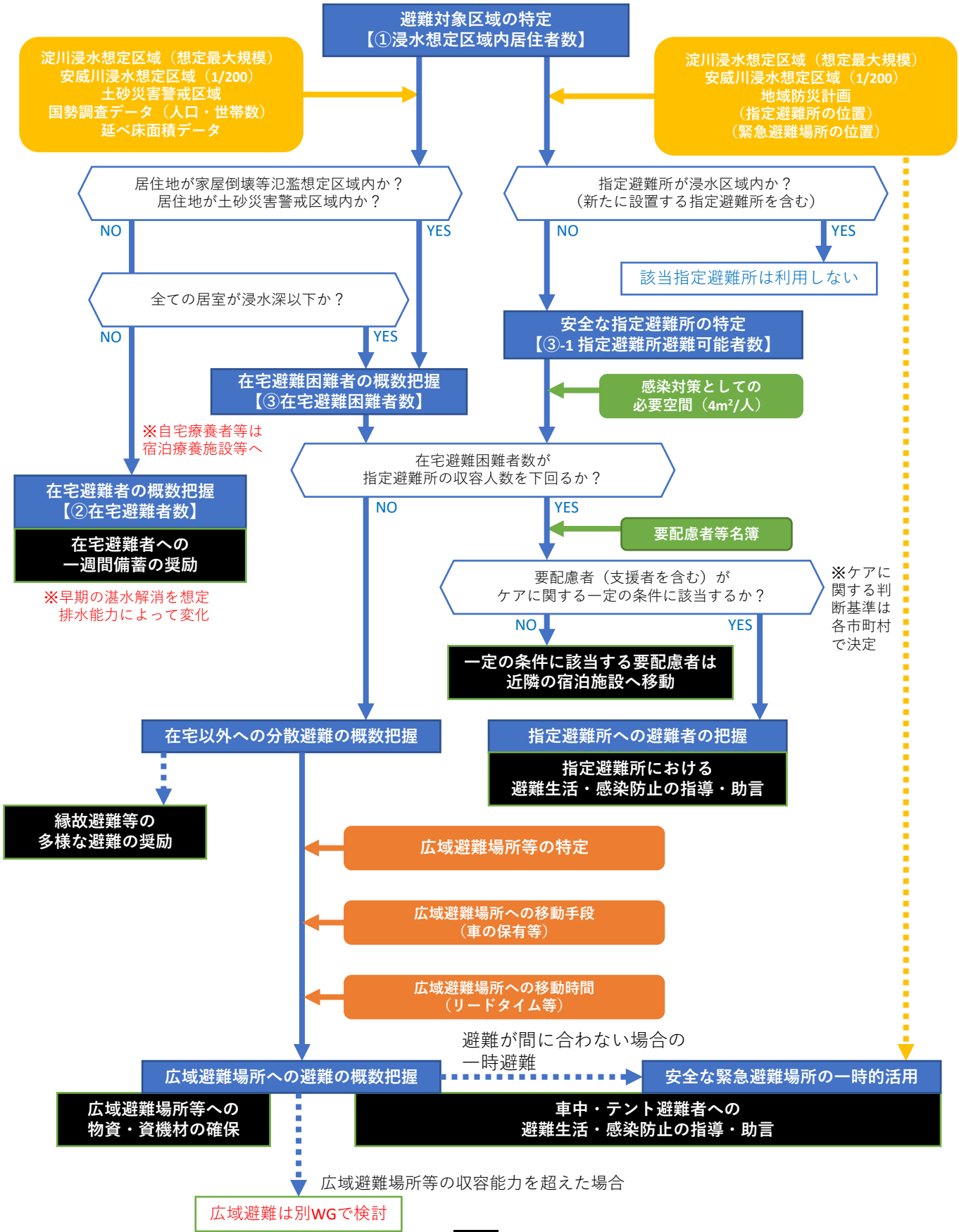
⇒ 地域にカスタマイズした情報共有体制による判断の迅速化（→今夏の出水対応での活用）
分散避難に要するリードタイムの確認（→流域タイムラインの作成）
分散避難にも留意した気象台・河川管理者の共同記者会見の改善（→避難留意点の説明）

○避難所・避難場所における被災者の感染リスク低減に関する支援

⇒ 住民の避難時の心得・避難時に携行すべき必需品の再確認（→メディア連携による周知）
避難所の衛生環境の確保（→平常時の公園設備の快適トイレへの更新と緊急時の移送）
必要資機材の備蓄・輸送の再検討（→ダンボール・ベッド等の輸送・配備訓練の実施）

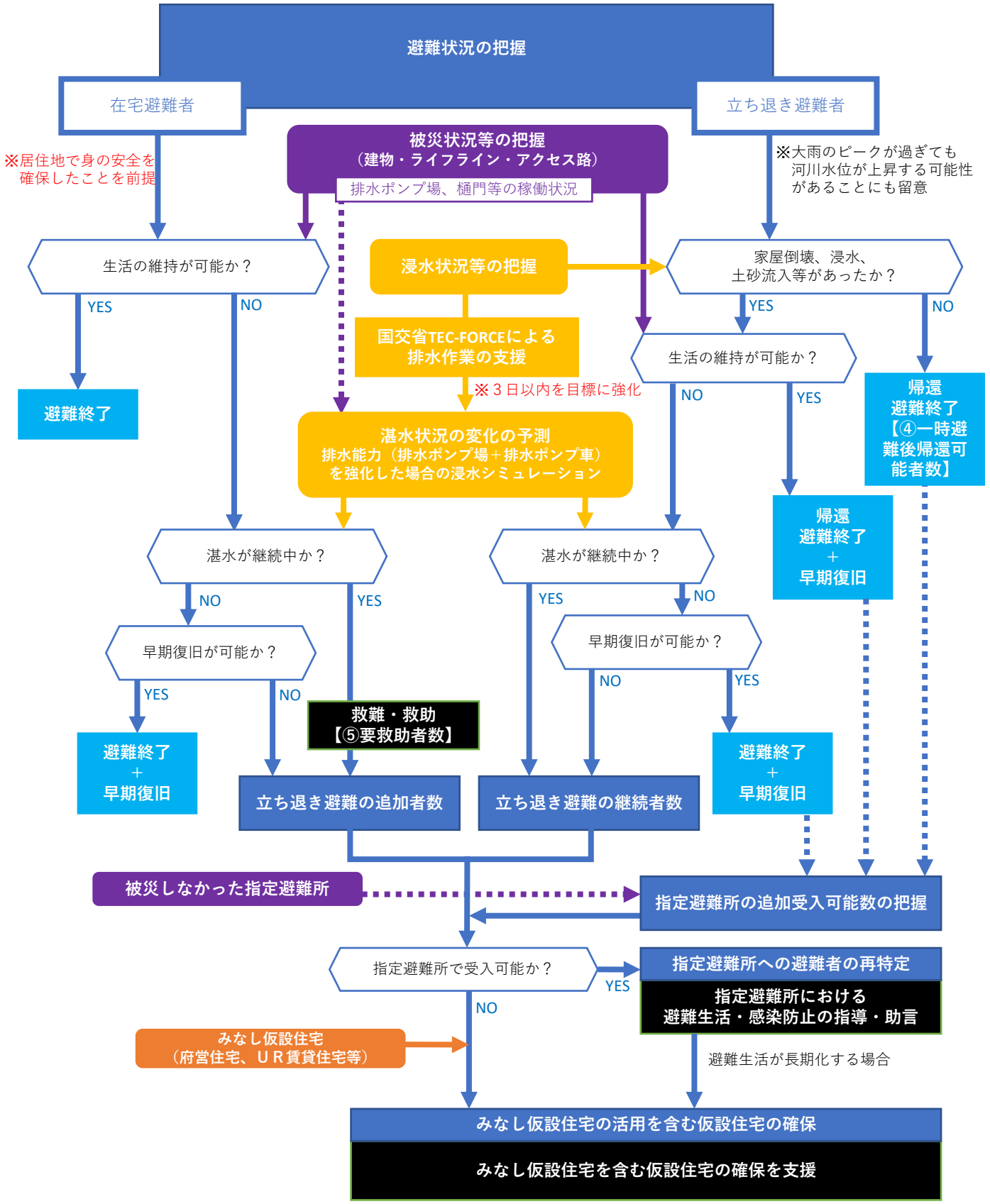
6

感染蔓延下の災害対応：河川氾濫（内水含む）警戒時の分散避難計画策定の検討フロー



注：　　は、当該市町村と大阪府危機管理室が専門家の助言を踏まえ要検討

感染蔓延下の災害対応：河川氾濫（内水含む）浸水状況を考慮した避難誘導見直しの検討フロー



注：　は、当該市町村と大阪府危機管理室が専門家の助言を踏まえ要検討

国水環防第７号
令和２年５月 22 日

和歌山県 県土整備部長　殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長
（公印省略）

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について（依頼）

平成 29 年に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけされました。また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 31 年 3 月 29 日）において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところです。

この度、「令和 2 年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和 2 年 4 月 30 日）で新型コロナウィルス感染症への対応を鑑みた協議会の運用について示したところですが、感染症指定医療機関に係る今出水期における当面の措置として、貴管内の洪水浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれるようお願いします。

記

１．浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行うようお願いします。

２．大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者や市町村に対して、管理する区域にある前項の感染症指定医療機関の所在地情報を共有し、水害時に発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。

３．避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、あわせて検討に当たって参考になる資料※について情報提供するようお願いします。

※参考になる資料

・「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」

（平成 31 年 3 月　内閣府（防災担当）・消防庁・厚生労働省・国土交通省・気象庁）

（URL:http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf）

・非常災害対策計画の作成のポイント（P4）

・病院の事例：今井整形外科医院（P81～105）、鷺沼産婦人科医院（P106～126）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐　三村　恭則（内線 35439）

津波水防係長　太田　克久（内線 35457）

ＴＥＬ：03-5253-8111（代表）　ＦＡＸ：03-5253-1603